

中山間地域等直接支払制度の最終評価 (素案)

平成 2 1 年 7 月 3 0 日

農林水産省

目 次

中山間地域等直接支払制度の経緯

1	中山間地域等直接支払制度の創設の経緯	1
2	制度の基本的な仕組みと制度検討会における議論等	2
3	現行対策（２期対策）について	3

中山間地域農業をめぐる情勢

1	中山間地域の概要	6
2	中山間地域農業の現状	7

現行制度（２期対策）の効果等の検証

1	都道府県最終評価の結果と同評価等の集計による現行対策の実績	10
(1)	都道府県最終評価の結果	10
	都道府県と市町村の総合評価結果の集計	
	集落協定における農業生産活動等の進捗状況や取り組むべき事項等の達成状況について	
(2)	都道府県最終評価等の集計による現行対策の実績	11
	農用地の保全	
	多面的機能の確保	
	集落の活性化	
2	農用地の減少防止効果等の一定の仮定に基づく推計	12
(1)	農用地の減少防止効果	12
(2)	耕作放棄地の発生防止効果	15

【参考資料】

- ・ 「中山間地域等直接支払制度の最終評価」 - 参考資料 -
- ・ 中山間地域等総合対策検討会開催経過

中山間地域等直接支払制度の経緯

1 中山間地域等直接支払制度の創設の経緯

- (1) 欧州諸国においては、イギリスでは1940年から、フランスでは1972年から、ドイツでは1974年から条件不利地域への支援策として、直接支払いが、その他の支援策とともに採用されてきたところであり、1975年からは、EUレベルにおいても共通農業政策の中の一つの支援手法として採用されていた。

この間、我が国の農業政策においては、振興山村等のいわゆる条件不利地域に対しては、農道や水路等の農業生産基盤や集落排水施設等の農村生活環境基盤の整備に対する補助率の嵩上げや採択要件の緩和、ライスセンターや農産物加工施設等の優先的な整備、あるいは、他地域と比較し長期低利での融資など、農業・農村の生産・生活環境や農業近代化施設の整備等に対する投資的経費の優遇措置を実施してきたが、「零細な農業構造を温存することや農業者の生産意欲を失わせることにつながるのではないか」等の理由により、個々の農業者等への直接支払いによる支援は政策手法として採用していなかった。

- (2) しかしながら、新たな農業基本法の制定を含む農政全般の改革について検討を行うために設置された「食料・農業・農村基本問題調査会」の答申（平成10年9月）において、「河川上流に位置する中山間地域等の多面的機能によって、下流域の国民の生命・財産が守られていることを認識すべきであり、公益的な諸価値を守る観点から、公的支援策を講じることが必要」とされ、併せて、中山間地域等への直接支払いについて、「真に政策支援が必要な主体に焦点を当て、施策の透明性が確保されるならば、新たな公的支援策として有効な手法の一つである」旨が明記された。

- (3) この答申を踏まえ、政府・与党・関係団体間で農政改革の具体化に向けた活発な議論が行われ、その成果を農林水産省が取りまとめ、「農政改革大綱」として平成10年12月に決定・公表した（農林水産省省議決定）。この「大綱」において、中山間地域等への直接支払いについて「実現に向けた具体的な検討を行う」とこととされた。

- (4) このため、平成11年1月、中山間地域等への直接支払いの具体的検討を行う機関として、農林水産省構造改善局長（当時）が招集する「中山間地域等直接支払制度検討会」（以下「制度検討会」という。）が設置され、同検討会において、中山間地域等の直接支払制度の具体化に向け、8回の現地調査を行いつつ、延べ9回にわたる議論を経て、同年8月に「中山間地域等直接支払制度検討会報告」が取りまとめられた。

- (5) その後、この制度検討会報告を踏まえた農林水産省の概算要求、政府予算全体の予算編成過程を経て、平成12年度から我が国農政史上初めての試みとなる中山間地域等直接支払制度が実施に移された。

- (6) なお、この間の平成11年7月に、食料・農業・農村基本法が公布・施行され、同法第35条第2項に中山間地域の振興として「農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行う」ことが規定された。

2 制度の基本的な枠組みと制度検討会における議論等

(1) 制度導入に際しての基本的考え方

我が国農政史上初の直接支払制度の導入に当たっては、以下のような基本的な考え方に立って検討がなされた。

(国民合意の必要性)

中山間地域等への直接支払いは、我が国農政史上例のないものであることから、導入の必要性、対象地域、対象者、対象行為等について、広く国民一般の理解を求めていくことが必要である。

(WTO農業協定との整合性)

中山間地域等直接支払いは、新しい食料・農業・農村基本計画の大きな柱となることから、国際的に通用する仕組みとするとともに、国内で一般国民の理解を得ていくためにも、WTOの農業ルールの下で削減の対象となり、また、他国から廃止を要求されたり対抗措置を採られたりするような政策となることのないよう、WTO農業協定上「緑」の政策とする。

(2) 制度の具体的な基本スキーム

また、(1)の基本的な考え方に立った議論を経て導入された本制度の基本スキームは、以下のとおりである。

(対象地域及び対象農用地)

対象地域は、特定農山村法等の指定地域とし、対象農用地は、このうち傾斜等により生産条件が不利で耕作放棄地の発生の懸念の大きい農用地区域内の一団の農用地(1ha以上)とし、指定は、国が示す基準に基づき市町村長が行う。

また、都道府県知事は、国が設定する第三者機関の検討を了した上で、地域の実態に応じて、地域振興立法の指定地域に関わらず、自然的・経済的・社会的条件が不利な地域を「特認地域」として指定することができる。

(対象行為)

耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は第3セクターや認定農業者等が、耕作放棄のおそれがある農地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等とする。

(対象者)

協定に基づく農業生産活動等を行う農業者等とする。

(単価)

・基本的な考え方

助成を受けられない平地地域との均衡を図るとともに、生産性向上意欲を阻害しないとの観点から、平地地域と対象農地との生産条件の格差の範囲内とする。

・条件不利の度合いに応じた段階的な単価設定

田・畑・草地・採草放牧地別に単価を設定するとともに、原則として急傾斜農地とそれ以外の農地とで生産条件の格差に応じて単価を設定する。

・受給額の上限

1戸当たり100万円の受給総額の上限を設ける。

ただし、多数の構成員からなる生産組織等については適用しない。

(交付金の返還)

対策期間内に協定に違反した場合、不可抗力による場合を除き交付金を返還する。

(地方公共団体の役割)

国と地方公共団体とが共同で、緊密な連携の下で直接支払いを実施する。

3 現行対策（第2期対策）について

(1) 第1期対策から第2期対策への移行

第1期対策は、実施期間が5年間となっており、制度発足時から5年後に制度全体の見直しを行うこととされていたため、中山間地域等直接支払制度の具体的な基本スキームを検討するために設置した制度検討会を、中山間地域等の総合的・計画的な振興等を議論していくとの観点から「中山間地域等総合対策検討会」(以下「対策検討会」という。)に改組した上で、平成16年3月から同検討会において平成17年度以降の制度のあり方につき、議論を行った。

検討会においては、平成12年度から実施してきた第1期対策の交付金に係る効果等を検討・評価し、集落等の取組状況に関する都道府県知事、市町村に

よる評価等を踏まえるとともに、中山間地域等をめぐる諸情勢の変化、第１期対策の実施状況等に関する全体的な検証等を実施した。

検討会の議論を通じて、「中山間地域等を巡る諸条件は依然として厳しく、自然的・経済的・社会的条件の不利性は、本制度発足以降において、総じて変化していない。」との認識が共有され、基本的に制度を継続して実施することとなった。

その際、検討会における議論においては、本制度が耕作放棄の発生防止や多面的機能の確保に一定の効果を有していることを認めつつも、将来における継続的な農業生産活動を確保していく上で、「他の施策との連携を一層図りつつ、生産性向上や担い手の定着等に向けた取組を積極的に推進」することが重要とされたことを踏まえ、そうした観点から第１期対策の所要の見直しを行った上で、第２期対策として平成１７～２１年度の５年間を新たな実施期間として対策を実施してきたところである。

(2) 第１期対策からの主な変更点

集落マスタープランの導入

集落の実情を踏まえ、おおむね１０～１５年後の集落の将来像を明確化し、これを実現するため、協定締結期間（５年間）で実施する活動内容と達成する目標について定める。

持続的な農業生産活動等を実現するための措置

生産性の向上や集落営農化など将来に向けた積極的な取組を促す仕組みとする。

【見直しの主なポイント】

- 集落の活動レベルに応じた２段階の単価設定（「体制整備単価」の導入）
- 「体制整備」に関する活動要件の設定
- 「体制整備単価」に取り組む集落に対する「農用地等保全マップ」の導入
- 新たな加算措置の導入

（詳細は次頁）

(参考)

中山間地域等直接支払制度のポイント(第1期対策との比較)

1 基本的考え方

平成16年度までの旧対策(1期対策)の検証の結果、活発な取組を行っている集落がある一方、制度開始前の取組に比べて変化のみられない集落があるなど、集落間の取組にばらつきが見られたことから、現行対策においては、将来に向けた取組の充実により、安定的な農業生産活動の継続を促す仕組みに見直し。

2 交付単価の仕組み

安定的な農業生産活動の継続を促すため、今後5年間の取組について、一定の要件を満たす集落に対しては、通常単価を、また、この要件を満たさないものの、5年間最低限の活動を行う集落に対しては、通常単価の8割で交付。

さらに、積極的な取組を行う集落に対しては、加算措置を実施。

(1) 交付単価

(第1期対策)

通常単価の活動内容

- 耕作放棄の発生防止
- 多面的機能の増進活動



通常単価の活動内容

【5年間の基本的な活動に加えて】

農地や法面、道・水路等の保全マップの作成
地域の実態に即して、次のA又はB要件の
いずれかを選択して実施

A
要件

いずれか
2つ

生産性・収益向上に向けた活動
担い手の育成に向けた活動
多面的機能の発揮に向けた活動

OR
B
要件

いずれか
1つ

集落営農化に向けた活動
担い手への農用地の集積に向
けた活動

(第2期対策)

通常単価の8割の活動内容

【5年間の最低限の活動】

- 集落の将来像の明確化と活動計画(集落マスタープラン)の作成
- 耕作放棄の発生防止
- 多面的機能増進活動

(2) 加算措置

(第1期対策)

規模拡大加算(継続)



(第2期対策)

規模拡大加算(継続)

新たに利用権設定等を行った農用地について加算
土地利用調整加算

担い手への受委託等を一定規模以上行えば集落全体に加算
耕作放棄地復旧加算

耕作放棄地を協定農用地の一定割合以上復旧した場合、
復旧面積に加算

法人設立加算

農業生産法人を設立する場合に加算

(注) と の重複はない。

3 本制度の円滑な普及を一層図る観点からの改善事項(主なもの)

- (1) 新規就農者の住宅用地に転用する場合は、当該転用分のみについての遡及返還義務に緩和。
- (2) 1ha未満の田であっても、田の傾斜要件を満たす畑を含めて1ha以上となれば協定締結が可能(ただし、田のみが交付対象)、また、「営農上の一体性」の周知の徹底。
- (3) 交付金の適正な利用を図るため、共同取組活動に供する交付金の使途内容等の明確化。

中山間地域農業をめぐる情勢

1 中山間地域の概要

(1) 我が国における中山間地域のウエイト・特色

中山間地域は、国土面積の約 65 % を占めているが、流域の上流に位置することから、林野率は全国平均の約 67 % に比べ約 83 % と高く、耕地率は全国の約 13 % に比べ約 8 % と低い。

このような状況の中で、中山間地域は、全国の耕地面積の約 43 %、総農家数の約 41 % を占めるとともに、農家人口率は、中山間地域以外の約 6 % に比べ約 27 % と高く、我が国の農業・農村において重要な位置を占めている。

(2) 中山間地域をめぐる社会情勢等

過疎化・高齢化の進行

我が国の人口は、都市的地域を除き、平地地域、中山間地域とも減少傾向にあるが、特に中山間地域は、自然減・社会減とも高く、平成 18 年度では、都市的地域が 0.2 % の増加、平地地域が 0.5 % の減少である中で、中山間地域は 1.0 % の減少となっている。

また、平成 17 年度の 65 歳以上の高齢化率は、全国平均の約 20 % に比べ、中山間地域は約 27 % と高く、全国に比べ約 10 年以上先を行く水準で高齢化が進行している。

更に、中山間地域における農業従事者の高齢化率は平成 17 年で約 40 % に達しているなど、高齢化の進行が著しい。

主要産業の状況

全国の農業産出額に占める中山間地域の割合は、約 39 % (平成 17 年) となっており、製造品出荷額等に占める割合約 13 % (平成 17 年)、商業年間商品販売額に占める割合約 5 % (平成 15 年) に比較して高い。

また、産業別の就業者数 (平成 17 年) は、全国の第 1 次産業就業者数に占める中山間地域の割合は約 41 % となっており、第 2 次産業 (約 16 %) 及び第 3 次産業 (約 12 %) に比べて高い。

生活環境施設の整備状況

中山間地域の生活環境の整備状況は、道路改良率、道路舗装率、衛生処理率、ゴミ収集率、上水道普及率、汚水処理率ともに全国に比べ低い状況にある。

また、光ファイバー等の情報通信インフラの整備についても、他の地域に比べ遅れがみられる状況にある。

農業集落の状況

中山間地域の農業集落は、平地地域に比べ、林野率が高いことなどから 1 集落当たりの土地面積は広いものの、総農家数、耕地面積とも小さく、人口集中

地区（D I D地区）までの所要時間が長い集落が多い。

全国の農業集落数は、平成2年から平成12年までの10年間で約5千集落が減少している中で、中山間地域はその約半数を占めているなど、特に中山間地域においては、存続が危ぶまれる集落の増加が懸念されている。

2 中山間地域農業の現状

(1) 農業生産額の状況

農業産出額は、全国的に減少傾向で推移しており（平成12年：9.3兆円、平成17年：8.8兆円）、このうち中山間地域の占める割合は4割程度で推移している。

中山間地域における平成17年の作物別農業産出額のシェアをみると、畜産（約38%）、米（約23%）、野菜（約17%）の順となっている。

(2) 耕地面積の状況

耕地面積は、全国的に減少傾向で推移しているが（平成7年：504ha、平成12年：483万ha、平成17年：469万ha）、中山間地域では、平成7年から平成12年は減少しているものの、平成12年から平成17年は概ね横ばいで推移している（平成7年：209ha、平成12年：203万ha、平成17年：203万ha）。

(3) 耕作放棄地の状況

耕作放棄地面積は、平地地域に比べ中山間地域で多く発生しており、その実面積は、平成7年で132千ha、平成12年で188千ha、平成17年で209千haと増加しているものの、平成7年から平成12年の5年間の増加率3.5ポイントに比べ、平成12年から平成17年の5年間の上昇率は1.9ポイントと低下している。

なお、中山間地域における耕作放棄地率は、1農業集落当たりの経営耕地面積が小さく、一筆当たりの面積が小さいほど耕作放棄地率が高い傾向がみられる。

(4) 農地の状況

中山間地域では、平地地域に比べ、傾斜を有する農地が多く、田の区画整備率、畑のかんがい整備率ともに平地地域より低い状況にある。

(参考)

- ・田面積に占める傾斜 1 / 1 0 0 以上の割合は、中山間地域で約 7 9 %、平地地域で約 4 1 %。
- ・田の区画整備率は、平地地域で約 6 9 %、中山間地域で約 5 2 %。
- ・畑のかんがい整備率は、平地農業地域で約 1 5 %、中山間地域で約 9 %。

また、水稻の作付状況をみると、中山間地域は平地地域に比べ、1戸当たりの作付面積、一筆当たりのほ場面積とも小さく、かつ、分散している状況となっている。

(参考)

- ・耕地面積 1 h a 当たりの農道延長は、平地地域で約 2 8 m、中山間地域で約 4 8 m。

(5) 農業経営規模の状況

中山間地域においては、平成 7 年から 1 7 年の 1 0 年間で、経営規模が 3 . 0 h a 以上の農家数は、約 4 2 千戸から約 4 6 千戸に増加し、経営規模 1 h a 未満層の農家数も、約 7 0 6 千戸 (6 7 . 1 %) から約 5 1 5 千戸 (6 4 . 6 %) に約 1 9 1 千戸減少しているなど、一定の農業経営規模の拡大はみられるものの、平成 1 7 年においても、経営規模 1 h a 未満の農家層が依然として約 6 5 % を占めている (平地地域 : 約 4 5 %) 。

また、1戸当たり経営耕地面積では、平成 7 年の 1 . 0 2 h a から平成 1 7 年の 1 . 1 4 h a と、1 0 年間で 1 2 a 拡大したが、平成 1 7 年では、平地地域に比べ、依然として 4 7 a 小さい。

(6) 農業所得等の状況

販売農家 1 戸当たりの年間総所得は、平成 1 6 年から平成 1 9 年にかけて、平地地域では 6 万円増加しているが、中山間地域では 4 5 万円減少しており、特に

農外所得の減少が大きい。

また、平成 19 年の農業就業者 1 人当たりの農業所得をみると、中山間地域は平地地域に比べ 36 万円低い水準（81 万円）となっている。

(7) 鳥獣害による農作物の被害状況

近年、鳥獣による農林水産業への被害は、特定の鳥獣の生息分布域の拡大や、農山漁村の過疎化・高齢化の進展による耕作放棄地の増加等の影響で、中山間地域を中心に全国的に深刻化・広域化しており（H19年度 食料・農業・農村白書より）、平成 11 年度から平成 19 年度の野生鳥獣類による農作物の被害金額は、約 200 億円前後（全国）で推移している。

現行制度（２期対策）の効果等の検証

１ 都道府県最終評価の結果と同評価等の集計による現行対策の実績

以下の効果等については、本制度に取り組む全国の市町村長の評価結果を踏まえ、各都道府県における中立的な第三者機関の検討を通じて提出された第２期対策の最終評価結果（Ｈ２０年度実績で評価）をもとに、全国レベルで取りまとめたものである。

（１）都道府県最終評価の結果

都道府県と市町村の総合評価結果の集計

都道府県及び市町村における最終評価では、現行制度の集落協定における農業生産活動等の進捗状況や取り組むべき事項等の達成状況などの全体的な実施状況等を踏まえて、現行制度の効果や課題等から制度に対する総合的な評価としてＡ～Ｇの７段階評価を実施した。

その結果、都道府県による総合評価にあっては、「おおいに評価できる」が１４府県（約３０％）、「おおむね評価できる」が３３都道府県（約７０％）となった。

また、市町村による総合評価にあっては、「おおいに評価できる」が３４７市町村（約３４％）、「おおむね評価できる」が６４４市町村（約６２％）、「やや評価できる」が３８市町村（約４％）、「さほど評価できない」が２市（約０．２％）となった。

集落協定における農業生産活動等の進捗状況や取り組むべき事項等の達成状況について

集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等については、平成１９年度に実施した中間年評価において、「平成２１年度までに集落協定が取り組むべき事項等の目標を達成するためには市町村等の指導・助言が必要」と評価された集落協定について最終評価でフォローアップを行ったところ、中間年評価時点において３，９２５協定（全協定の約１４％）あったものが、最終評価時点においては２７８協定（約１％）となっている。

事項	中間年評価	最終評価
・ 集落協定数	28,255	28,757
うち市町村の指導・助言の必要がなくても、平成 21 年度までには、集落協定が取り組むべき事項等の目標が達成されると見込まれる集落協定	24,330	28,479
うち平成 21 年度までに集落協定が取り組むべき事項等の目標を達成するためには市町村等の指導・助言が必要な集落協定数	(13.9%) 3,925	(1.0%) 278

(2) 都道府県最終評価等の集計による現行対策の実績

農用地の保全

- ・ 現行 2 期対策においては、全国で約 66.4 万 ha の農用地を対象として、28,757 の協定が締結され、約 64.1 万人が協定に参加し、適切な農業生産活動等が継続された。
- ・ また、集落等での共同取組活動により、水路 73,061 km、農道 66,900 km が管理された。
- ・ さらには、2 期対策期間（H17 年度～H20 年度）において、2,645 ha の農用地が、農業の振興を図るべき区域として農振農用地区域に編入された。
- ・ 第 2 期対策より、自立的かつ継続的な農業生産活動の体制整備を促進するために導入した取組については、生産性・収益の向上に向けた取組として、機械・農作業の共同化への取組や、認定農業者の育成、担い手への農作業の委託等への積極的な取組がみられるとともに、約 1 万 1 千の協定が鳥獣害対策に取り組んだ。

多面的機能の確保

- ・ 国土保全に寄与する取組として、約 1 万 9 千の協定が周辺林地の下草刈りに取り組むとともに、自然生態系の保全活動として、魚類・鳥類の保護や堆きゅう肥の施肥、景観作物の作付け等もみられた。
- ・ また、学校教育等との連携による自然生態系の保全活動も活発になされた

ところであり、連携した学校数は約 1 , 2 0 0 校、参加した生徒実数は約 4 1 , 5 0 0 人であった。

集落の活性化

- ・ 本制度への取組を契機として、集落での話し合いの回数も増加しており、平成 1 9 年度の調査では、これまでに比べ話し合い回数が年間約 3 回増加している。
- ・ また、都市住民等との交流に向けた活動として、棚田オーナー制度や市民農園の開設・運営、体験民宿への取組もみられ、平成 1 9 年度の実績では、これらの取組により年間約 1 7 万人の都市住民等との交流がなされている。

2 農用地の減少防止効果等の一定の仮定に基づく推計

本制度については、耕作放棄地の発生防止等による農用地の保全に高い効果があるとの評価があるものの、この効果は、本制度の実施により未然に防止されているものであり、実績値の積み上げによる定量的な評価はできないことから、上記 1 の(2)の実績値をもとに、第 2 期対策において農用地の減少を防止した面積、耕作放棄地の発生を防止した面積等について一定の仮定を置いて推計を行った。

(1) 農用地の減少防止効果

第 2 期対策においては、本制度により約 7 . 6 万 h a (本制度がなかったと仮定した場合の農用地の減少率を 1 1 . 4 % と推定。以下「減少率」という。)の農用地の減少が防止されたと推計される。(試算結果は次頁参照)

また、この推計結果については、対策検討会の委員による専門的見地からの推計によって、統計的推計における「95%の信頼区間」(6 ~ 44%の間)内にあることから「妥当な推計結果」であるとの報告がなされている。

なお、同報告においては、別途の推計によつては減少防止面積(減少率 24 . 9%)は約 16 . 6 万 h a になるとの推計も報告されている。

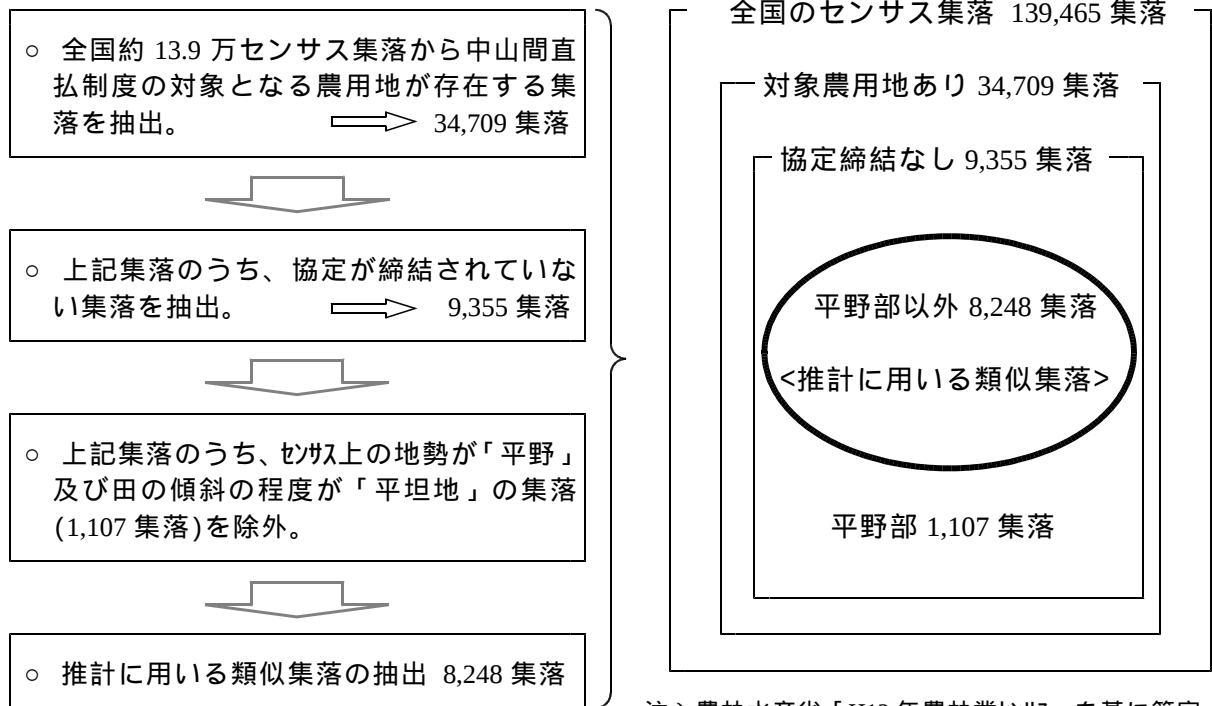
【農用地の減少防止に関する試算】

推計に当たって設定した仮定

仮に本制度が無かった場合は、本制度が対象とする協定農用地と類似の条件不利性を有する集落の農用地の減少率と同じ率の農用地が減少したと仮定。

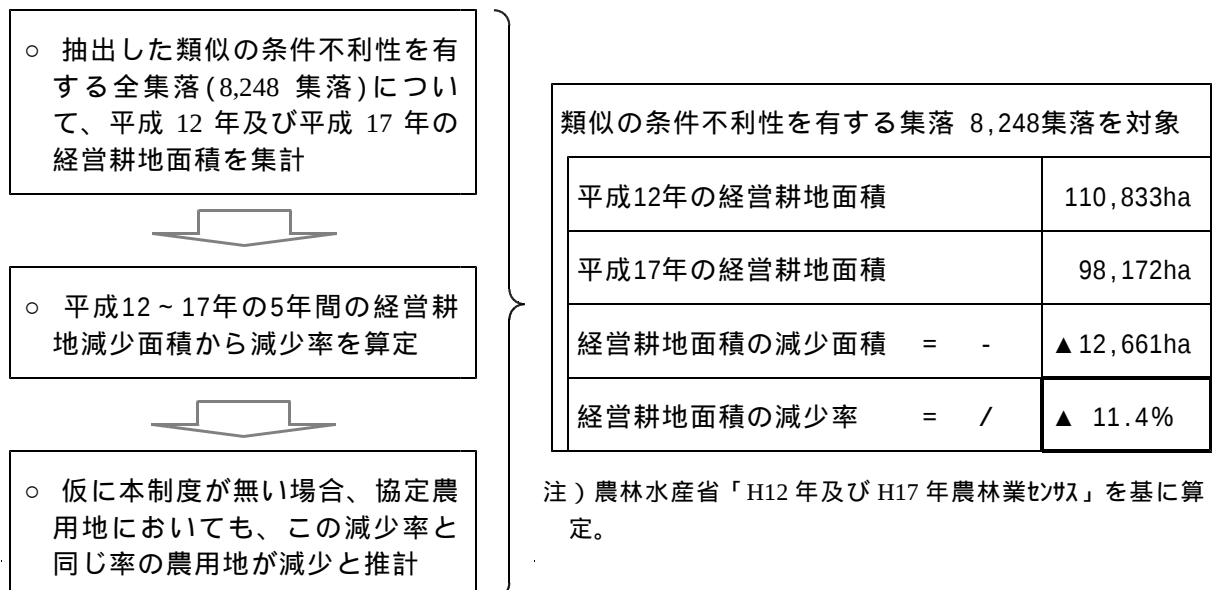
推計の方法

■ 協定農用地と類似の条件不利性を有する集落の抽出



注) 農林水産省「H12 年農林業センサス」を基に算定。

■ 類似の条件不利性を有する集落の農用地の減少率の算定



■ 2 期対策において減少が防止されたと推計される農用地面積の推計

2 期対策協定農用地面積66.4万ha × 類似の不利性を有する集落の農用地減少率(5年間)11.4% = 約 7.6 万 ha

(参考)

本制度により約 7.6 万 ha の農用地の減少を防止したことの見方・意味合い

○ 食料供給力の視点

本制度により、減少が防止されたと推計される農用地約 7.6 万 ha は、群馬県 (7.7 万 ha)、兵庫県 (7.7 万 ha)、静岡県 (7.4 万 ha) の耕地面積に匹敵する面積である。

農林水産省「H20 年農林水産統計」。

○ 多面的機能の視点

平成 13 年に日本学術会議により公表された農業の多面的機能に関する評価額をもとに、本制度により減少が防止されたと推計される農用地約 7.6 万 ha に関する多面的機能の評価額を推計すると、各機能別の年間評価額は以下のとおりと推計される。

各機能別の評価額については、

機能毎に評価手法が異なること、

社会的・文化的機能のように定性的にしか評価できないものもあること、

などから、個別の機能毎の評価額を合計すべきものではないとされている。

■ 多面的機能の年間評価額の推計

(単位：億円 / 年)

	全 国 (億円) 注 1	10a 当たり単価 注 2		減少が防止された 7.6 万 ha の評価額 注 3	
		田	畑	(田 3.3 万 ha、畑 4.3 万 ha) 注 4	評価額
洪水防止機能 (雨水の保水・貯水)	34,988	115 千円	20 千円	115 千円 / 10a × 3.3 万 ha + 20 千円 / 10a × 4.3 万 ha	466 億円
水源の涵養機能 (地下水の涵養等)	15,170	105 千円		105 千円 / 10a × 3.3 万 ha	347 億円
土壌浸食防止機能 (土壌浸食被害の軽減)	3,318	10 千円		10 千円 / 10a × 7.6 万 ha	76 億円
土砂崩壊防止機能 (土砂崩壊被害の軽減)	4,782	164 千円		164 千円 / 10a × 3.3 万 ha × 18% (危険地該当水田面積率)	97 億円
気候緩和機能 (夏期の気温低下)	87	350 円		350 円 / 10a × 3.3 万 ha	1 億円
保健休養・やすらぎ機能 (都市住民訪問による価値)	23,758	79 千円		79 千円 / 10a × 7.6 万 ha	600 億円

注 1) 全国の評価額は、平成 13 年の日本学術会議の答申における評価額。

注 2) 10 a 当たり単価は、日本学術会議の答申をもとに農林水産省農村振興局で整理した平均的な単価。

注 3) 7.6 万 ha の評価額は、日本学術会議の答申をもとに農村振興局で推計した評価額。

注 4) 7.6 万 ha の田・畑別の内訳は、現行協定面積の田・畑 (草地、採草放牧地を含む) 別比率で按分。

(2) 耕作放棄地の発生防止効果

第2期対策で減少が防止されたと想定される農用地面積約7.6万haを前提とすれば、第2期対策においては約3.3万haの耕作放棄が未然に防止されたと推計される。

【耕作放棄地の発生防止に関する試算】

推計に当たって設定した仮定

第2期対策において減少が防止されたと推計される農用地約7.6万haのうち、第2期対策期間中における全国の耕作放棄による農用地のかい廃面積率と同じ率が耕作放棄によるものと仮定。

推計式

- 全国のかい廃面積の内訳：耕作放棄地43.2%、転用46.6%、植林2.6%、その他7.6%。

注) 農林水産省「耕地及び作付面積統計」を基に、2期対策期間(H17～H20年)における各年の要因別平均のかい廃面積を率で表示したもの。

- 農用地減少防止面積約7.6万ha × 耕作放棄による農地のかい廃率約43%
(全国) = 約3.3万ha

(参考)

2期対策において発生を防止したと推計される耕作放棄地約3.3万haについて、別途の対策により復旧を行った場合、その経費は、約198億円～594億円程度を要するものと推計される。

■ 復旧経費の試算

推計される耕作放棄地の発生防止面積約3.3万ha ×

耕作放棄地の復旧費約6～18万円/10a = 約198～594億円

注) 10a当り耕作放棄地の復旧費は、草・灌木(直径6cm以下)の刈払～根・地下茎の除去、耕起・整地に係る工事費の例(農林水産省農村振興局調べ)から算出。

(3) 農振農用地区域への編入効果

第1期対策期間(H12～H16年度)～2期対策期間(H17～H20年度)にかけて、全国の農振農用地区域は約8万haが減少する中、本制度により、同期間において約1.4万haが農振農用地区域に編入された。

■ 農振農用地区域への編入実績

	本制度による農振農用地区域への編入	全国の農振農用地区域
1期対策期間(H12～H16年度)	+ 11,499ha	▲ 約3万ha
2期対策期間(H17～H20年度)	+ 2,645ha	▲ 約5万ha
合 計	+ 14,144ha	▲ 約8万ha

注)「+」は増加、「▲」は減少を示す。

注) データは、農林水産省農村振興局調べ(全国の農振農用地区域の増減は、現況地目別の調査結果)。

(参考)

農振農用地区域は、市町村が将来にわたって農業の振興を図るべき区域として指定した農用地であり、食料自給率の低下が懸念される我が国においては、農業上重要な区域である。

この中で、1期～2期対策期間を通じて、全国の農振農用地約8万haが減少する中、本制度により、農振農用地区域の除外を未然に防止するとともに、新たに約1.4万haの農振農用地区域を創設したとの見方もある。